

平成 19 年 6 月 27 日

協力企業作業員の負傷について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 19 年 6 月 26 日午前 9 時 36 分頃、1・2 号機サービス建屋 1 階の作業服着替所において、協力企業作業員が空調ダクトの換気口（壁面より突出、設置箇所：高さ約 1.6m）に頭部をぶつけて負傷したため、業務車にて病院に搬送しました。

診察の結果、「頭部切創」と診断されました。

なお、本人は診察後、事務所に戻りました。

当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

確認の結果、当該作業員は着替え時に手袋を回収箱に入れた際、当該回収箱の上部にある当該換気口に頭部をぶつけたことがわかりました。

対策として、当該換気口に負傷しないようにするための処置および注意喚起の表示を行うとともに、類似箇所を点検して必要な対策を講じます。

本事例について協力企業作業員に周知し、注意喚起します。

以 上